

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第五十八号

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(肥料取締法施行条例の一部改正)

**第一条** 肥料取締法施行条例(平成十二年徳島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律施行条例

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

第三条中「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項若しくは第三項」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、「使用した普通肥料」の下に「及び特殊肥料」を加える。

(肥料の品質の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

**第二条** 肥料の品質の確保等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

(徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例の一部改正)

**第三条** 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例(平成十九年徳島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

**第四条** 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表の三十三の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同表の三十四の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和三年十二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に生産された肥料に係る生産数量等の報告については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定の施行の日前に生産された普通肥料に係る施用上の注意等の表示については、なお従前の例による。

### (経過措置)